破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２４８号
仙台市若林区遠見塚３丁目７番23―109号、従前の住所仙台市若林区今泉２丁目11番27号シティハイムサイトウ１号棟201
債務者　大平　美穂（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
宮城県宮城郡利府町森郷字新柱田25番地７グラン598―101号室、従前の住所宮城県宮城郡利府町森郷字後楽西６番地２　レオパレスニューロード213号室
債務者　中村　亮太
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
秋田県仙北市角館町白岩前郷107番地６
債務者　髙橋　貴之
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第８７号
茨城県古河市東諸川920番地15
債務者　石井　幸子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第９２号
茨城県結城市大字結城11437番地６
債務者　田所くに子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第９３号
茨城県古河市原町12番７号
債務者　山田　篤典
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第９５号
茨城県古河市中田新田34番地７　県営２―３―２
債務者　岡田枝美子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第９６号
茨城県古河市中田新田34番地７　県営２―３―２
債務者　岡田めぐみ（旧姓廣澤）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１０１号
茨城県古河市本町４丁目９番14号、前住所茨城県古河市中央町３丁目10番56号
債務者　関　はる子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１０２号
茨城県古河市本町４丁目９番14号、前住所茨城県古河市中央町３丁目10番56号
債務者　関　　かつ
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１３号
千葉県南房総市千倉町瀬戸1910番地２
債務者　大野　友代（旧姓蓑浦）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１４号
千葉県鴨川市横渚572番地１　梅月荘２号
債務者　吉川　和子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１０８号
山梨県山梨市小原東45番地―２―403
債務者　渡邉　　悟
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
兵庫県加古川市野口町長砂747番地の11
債務者　西岡　良雄
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１８８号
兵庫県姫路市青山南３丁目３番４―418号県住宅供給公社青山団地４号棟
債務者　古賀　里代
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２１１号
兵庫県加古川市野口町水足221番地の１　野口団地13棟201号
債務者　河野　良伸
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部